

## 告示

### 埼玉県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年七月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

吉見町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号及び平成二十八年埼玉県告示第二百九十八号の事業地に吉見町大字大和田字定光坊通の一部、字上堤根の一部、字中道下通の一部、字丸橋通の全部、字下堤根の一部及び字弁天通の一部並びに大字蚊斗谷字上根田の一部において事業地を追加する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、

平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号及び平成二十八年埼玉県告示第二百九十八号の事業地に、吉見町大字大和田字定光坊通の一部、字上堤根の一部、字中道下通の一部、字丸橋通の全部、字下堤根の一部及び字弁天通の一部並びに大字蚊斗谷字上根田の一部において事業地を追加する。